

平成26年3月18日

顧問先各位

戸田会計事務所
 所長 戸田裕陽

4月1日、印紙税も変わります — 領収書は5万円未満なら収入印紙不要 —

4月1日より消費税が8%となることは、ご存じの通りですが、日常取扱うことの多い収入印紙（印紙税）も実は、4月1日より改正（軽減）されます。これはすでに昨年3月29日に成立した、平成25年度改正税法によるもので、施行が本年4月1日となったものです。

なお、4月1日改正というのは、4月1日以後に作成される文書に貼付する収入印紙から適用されるということです。

◎印紙税が軽減される文書

- ① 領収書（17号文書「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」）
記載金額5万円未満は収入印紙不要・・・（3月31日までは3万円未満）
- ② 不動産譲渡契約書（1号文書）、建設工事請負契約書（2号文書）

契約書の記載金額	不動産譲渡契約書の印紙		建設工事請負契約書の印紙	
	4月1日以後	3月31日以前	4月1日以後	3月31日以前
1万円超、10万円以下	200円	200円	200円	200円
10万円超、50万円以下	200円	400円		
50万円超、100万円以下	500円	1千円		
100万円超、200万円以下	1千円	2千円	200円	400円
200万円超、300万円以下			500円	1千円
300万円超、500万円以下			1千円	2千円
500万円超、1000万円以下	5千円	1万円	5千円	1万円
1000万円超、5000万円以下	1万円	1万5千円	1万円	1万5千円
5000万円超、1億円以下	3万円	4万5千円	3万円	4万5千円
1億円超、5億円以下	6万円	8万円	6万円	8万円
5億円超、10億円以下	16万円	18万円	16万円	18万円
10億円以下、50億円以下	32万円	36万円	32万円	36万円
50億円超	48万円	54万円	48万円	54万円

* 記載金額1万円以下の場合はいずれの場合も収入印紙不要

◎「記載金額」に注意！！

印紙税の対象となる「記載金額」は 消費税額が区分記載されている場合にはその消費税額は「記載金額」に含まれません。

例1) 領収書に「51,840円（うち消費税等3,840円）」又は「51,840円（税抜価格48,000円）」と記載があれば印紙税法上の「記載金額」は48,000円となり印紙は不要です。

例2) 一方、領収書の記載が「51,840円」又は「51,840円（税込）」という場合は印紙税法上、消費税額の区分記載はないとされ、「記載金額」は51,840円となり、200円の印紙の貼付が必要となります。ご注意ください！！